

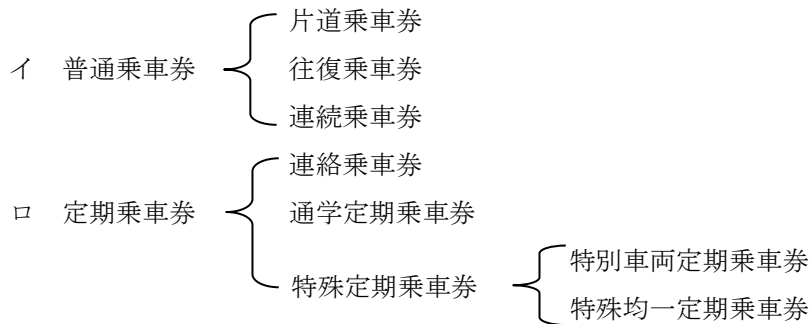
第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

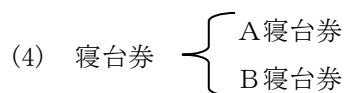
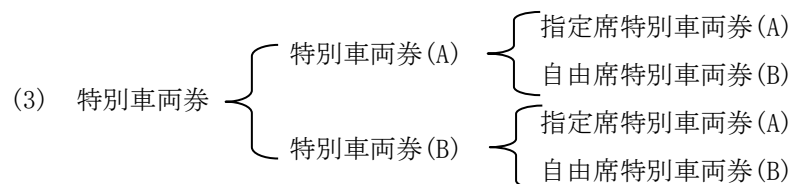
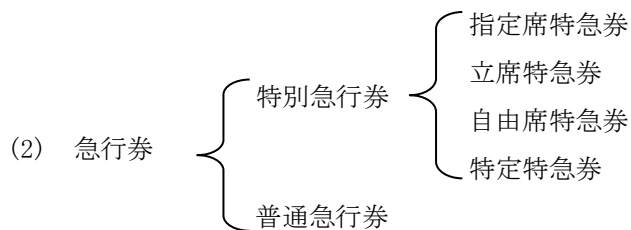
(1) 乗車券



ハ 普通回数乗車券

ニ 団体乗車券

ホ 貸切乗車券



(5) コンパートメント券

(6) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第19条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客が、乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を当該列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第 20 条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。
- (2) 乗車券（通学定期乗車券を除く。）を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅（着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。）を発駅とする普通乗車券を発売する場合。
- (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券・定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合。
- (4) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。
- (5) 急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券を発売する場合。ただし、立席特急券及び特定特急券にあつては、別に定める駅からのものに限って発売することがある。

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによつて発売する。

- (1) 普通乗車券

前条第 1 項第 2 号の規定によつて発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。

- (2) 定期乗車券

有効期間の開始日の 7 日前から発売する。

- (3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前の日から発売する。

- (4) 指定券

当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の 1 箇月前の日の 10 時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによつて発売する。

イ 第 57 条の 2 の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の 1 箇月 1 日前の日の 10 時

ロ 立席特急券にあつては、別に定める日

- (5) 特定特急券

別に定める日から発売する。

2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。

- (1) 普通乗車券又は普通急行券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。

- (2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。
- 3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。
- 4 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りではない。
- 5 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

（乗車券類の発売時間及び発売区間）

第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。
- (3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

（乗車券類の購入申込書）

第22条 指定券及びこれに伴う乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

（特別の乗車券類の発売）

第22条の2 当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券（以下これらを「個人旅行用乗車券類」という。）並びに団体乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によつて乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

（伝染病患者に対して発売する乗車券）

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

（注）伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

（払いもどし等について特約をした乗車券類の発売）

第23条の2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券類等の発売の制限)

第 23 条の 3 旅客運賃割引証によつて発売する割引乗車券、第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限つて発売する。

2 前項の規定は、第 57 条の 3 第 4 項に規定する特定の特別急行券の発売についてこれを準用する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 24 条 旅客運賃割引証によつて購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 25 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となつたものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であつても使用資格を失つた者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 26 条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であつて、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であつても、その異なる経路が第 16 条の 3 に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。

（普通乗車券の特殊発売）

第27条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であつても、無割引の普通旅客運賃）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によつて乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

2 前項の規定は、第21条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があつた場合に準用する。

3 前各項の規定によつて発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を提出した場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃）とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅（取扱箇所が車内の場合にあつては前途の駅）において払いもどしをする。

（学生割引普通乗車券の発売）

第28条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、第29条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

（学生割引証）

第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

一般学校用

裏

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

裏

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

平成 29 年 3 月 4 日作成

第 30 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであつても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

第31条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

[illegible]

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

第 32 条 旅客が、片道の営業キロが 600 キロメートルを超える区間を往復乗車する場合は、往復の割引普通乗車券を発売する。

第3節 定期乗車券の発売

第33条 削除

第34条 削除

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般用

表	
定期乗車券購入申込書	
定期乗車券の種別	通勤、通学、グリーン、特殊均一
利用者の氏名・年齢及び性別	() 男 () 女
利用者の居住地	電話()
通勤先又は用務先	所在地 名称 電話()
乗車区間	駅 駅間 経由
使用開始日及び有効期間	平成 年 月 日から 箇月
申込者が記入し、又は該当のものを○でかこんでください。	
下欄には、記入しないでください。	
年 月 日 まで	
(発行駅)	(乗車券番号) (発行年月日)

18.8cm
12.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- (2) 特殊用

定期券購入申込書	
() 氏名 () 様 男女	
区間	駅 駅間 () 経由
使用開始日及び有効期間	平成 年 月 日から 箇月
住所	電話()
勤務先又は用務先	所在地 電話()
この欄に記入しないでください。	
種別	通勤 通学 グリーン 山手均一

15.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第 36 条 指定学校の学生(第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男女	
通学者の居住地	通学者の居住地	
部科及び学年	部科	学年(年次)
証明番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	年月	
通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通学証明書の有効期限	平成 年 月 日まで	
平成 年 月 日発行		
学校所在地	代表者	
学校名	職 印	
学校代表者氏名		
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期間まで(1 箇月間)です。		
2 この証明書のうち、■印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(他者は、該当のものに○で囲む)してください。		
3 この証明書のうち■印の欄は、通学者が記入してください。		
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、■印欄の記入事項については通学者の証明、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (縦無地)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第 15 条第 3 項及び第 8 項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第 1 項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(特別車両定期乗車券の発売)

第 36 条の 2 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、第 35 条第 2 項に規定する定

期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、乗車券と特別車両券とを1枚とした1箇月又は3箇月有効の特別車両定期乗車券を発売する。

- (1) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合（別に定める区間を除く。）
- (2) 全区間を普通列車の自由席特別車両を利用して乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

（制限距離を超える定期乗車券の発売）

第37条 当社が特に必要と認める場合は、前3条の規定にかかわらず、100キロメートルを超える区間に対しても定期乗車券を発売することがある。

（定期乗車券の一括発売）

第37条の2 前4条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

（割引定期乗車券の発売）

第38条 第36条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）（第36条第4項に規定する実習場等を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第36条第4項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。

- (1) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒
 - (2) 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童
 - (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒
 - (4) 高等専門学校の第3学年以下の学生
 - (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、同法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条に規定する中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。）を受ける訓練生
- 2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、割引の通学定期乗車券を発売することがある。
 - 3 第1項の規定によつて提出する通学証明書については、旅客運賃割引証に関する規定を準用する。

(特殊均一定期乗車券の発売)

第 38 条の 2 大人旅客が、第 78 条に規定する東京山手線内の区間を、常時、乗車する場合で、第 35 条第 2 項に規定する定期乗車券購入申込書に必要事項を記入（乗車区間欄は「東京山手線内」の例によつて記入する。）して提出したときは、東京山手線内の全区間に有効な特殊均一定期乗車券を発売する。

第 4 節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、第 39 条に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第 29 条第 2 項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、学校及び救護施設指定取扱規則第 11 条第 5 項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、発行の日から 1 箇月間とする。

第 41 条 削除

第 42 条 削除

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 43 条 一団となつた旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人

員で旅行する場合であつて、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第1号に該当する団体であつても、特別車両に乗車する場合又はA寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。

(1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによつて構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであつても、この取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 訪日観光団体

訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによつて構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・一般社団法人日本旅行業協会会長又は一般社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

(3) 普通団体

前各号以外の旅客によつて構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。

3 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第1項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

（団体旅客の運送上の区分）

第44条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがつて運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

(1) 利用列車による区分

イ 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を当該団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

ロ イ以外の列車を利用する団体

定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

(2) 大口、小口による区分

イ 大口団体

前号イに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合（当社の定める両数以上を利用するときを含む。）の団体旅客

ロ 小口団体

イ以外の団体であつて、当該団体の構成人員によつて、次により区分する。

(イ) A小口団体

31人以上の人員によつて構成された団体旅客

(ロ) B小口団体

8人以上30人までの人員によつて構成された団体旅客

2 次の各号の1に該当する団体旅客に対しては、その臨時列車の運転区間又は車両の使用区間について、列車又は車両単位（合造車にあつては客室単位）に旅客車を専用する取扱い（以下「旅客車専用扱」という。）として団体旅客運送の引受けをする。ただし、特別車両以外の座席車を専用する学生団体に対してはこれを適用しない。

(1) 大口団体

(2) 次に掲げる小口団体

イ 特別車両又は寝台車を連結していない列車又は区間に対し、特別車両又は寝台車を使用する団体旅客

ロ イ以外の場合で、団体旅客運送の申込みの際に旅客車専用扱として乗車することを請求した団体旅客

3 運輸上の支障その他特別の事由がある場合は、前項の規定を適用しないことがある。

（団体旅客運送の申込）

第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。

(2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日まで。

ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付けることがある。

（注）第2号の小口団体（普通団体）に対する運送の申込みの受付期間（受付期限を14日前の日までとしたもの）の例を示せば、次のとおりである。

（例1）9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで受け付ける。

（例2）11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

(甲)

表

団体（グループ）旅行申込書

下記のとおり欄に記入のうえ、お申込みください。

(学生団体の場合は、教育委員会校長を申込者とし、捺印を押してください。)

※一組以上の申し込み個人情報は、必要に応じて内容の確認・送付手続及びお客さまへのご連絡のために利用いたします。(別途郵送)

受付
番号

(別途
郵送)

ふりがな										種別		申込年月日平成 年 月 日		車庫券類購入箇所	
団体名														電話()	
申込者住所氏名														電話()	
旅行者住所氏名														電話()	
大人		小児		劇映画		子供用		家族会費						計	
人		人		人		人		人		人		人		記事	
月		日		列車名 (列車番号) (コード)				区間 (発着時刻) (コード)				利便 利用 認可		第2希望 月 日 列車名(列車番号)(コード)	
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		
*		-		-				-				*	-		

振替号		1人当り		計		引受番号			
運賃		円		千円					
料金									
予収収入		計							
乗客		販売旅セ		団グ・第		号			
手配									

①保証金 円を 月 日まで に納めてください。
②乗車券額は 月 日まで本書を呈示のうえ、購入してください。
③乗車になる人員が、大人 名、小児 名に満たない場合は、これに相当する団体旅客運賃・料金を支払ってください。

18_2cm

(高橋博)

4 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

教育長又は学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合
 場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

代表者、申込責任者又は旅行業者

代表者、申込責任者又は旅行業者

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

平成 29 年 3 月 4 日作成

- (3) 前項第 1 号の場合で、数校連合のとき又は第 43 条第 3 項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

第 46 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、乗車日及び乗車する列車を指定して運送の引受けをする。
- (1) 特定の区間について普通列車を利用する団体については、乗車する列車の指定をしない。
- (2) B小口団体については、行程中の指定券を必要としない区間について、次の条件により乗車を予定する列車を便宜指定する。

イ 便宜指定した列車又はこれと同一の乗車日の同種の列車のいずれかを選択して乗車する。

ロ 運輸上の支障等の事由により、乗車する際、当社が乗車する列車を指定する場合は、当該指定の列車に乗車する。

- 3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあつては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。

表

団 体 旅 行 引 受 書

引受番号第 号

平成 年 月 日

引受依頼票 印

月 日お申込の団体については、下記の条件によって運送のお引受をいたします。

記

- (1) 旅客常規規則【昭和42年4月9日旅客常規運輸の公正化令第2号】第46条又は第69条の2の規定による保証金として
月 日平成 年 月 日までに へ納付してください。
- (2) 貴方の都合によって解消した場合は、前年の保証金は返還いたしません。
- (3) 貴社入員が兼任入員に満たない場合は、兼任入員に相当する団体旅客運賃・料金をお支払ください。
- (4) 河航運送の都合等によって引受内容の一部を変更することがあります。
- (5) 天災事変その他運送上の都合によって河航の運行が不能となった場合は、この引受を取消することがあります。この場合、お支払した前1年の保証金は、返還いたします。
- (6) 団体旅客率は、 月 日までに納入してください。
- (7) 河航方事情については、当方の提示に随従してください。
- (8) 前条のほか、旅客運送の諸条件を御覧ください。

団 体 名		利用用途				団体識別							
人	大	人	小	定	数	乗	車	人	大	人	小	定	
停	月	日	河	航	区	間	出陣時間	着陣時間	座席・便所番号	記	事		
	+								号数				
	+												
	+												
	+												
	+												
運	+												
	+												
	+												
	+												
	+												
	+												

1.5.5mm

【表紙裏面】

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- 4 前項の規定によつて、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

第 47 条 削除

(責任人員及び保証金)

第 48 条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

- (1) 大口団体
- (2) 旅客車専用扱の団体
- (3) その他特別の手配をして運送する団体

2 前項の規定による責任人員は、次の各号に定める人員とし、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たないときであつても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。

- (1) 旅客車専用扱の団体にあつては、第 119 条に規定する貸切旅客運賃収受定員の 9 割に相当する人員（その人員は大人とし、1 人未満のは数は、1 両ごとに切り捨てる。）
- (2) その他の団体にあつては、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員）の 9 割に相当する人員（1 人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）

3 第 1 項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従つて計算した団体旅客運賃の 1 割に相当する額（100 円未満のは数は、100 円単位に切り上げる。）とし、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによつて取り扱うものとする。

- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。
- (2) 旅客鉄道会社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
- (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があつても、その過剰額は返還しない。
- (4) 納付した保証金には、利子を附さない。

第 49 条 削除

第 50 条 削除

(指定保証金)

第 50 条の 2 指定券を必要とする小口団体(第 48 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する団体を除く。)については、指定保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

2 前項の規定による指定保証金は、申込人員の 9 割に相当する人員（1 人未満のは数は、切り捨てる。以下この人員を「指定保証金収受人員」という。）1 人につき 300 円とし、旅客鉄道会社の責め

に帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消した場合は指定保証金の全額を、
実際乗車人員が指定保証金収受人員より減少した場合はその減少人員に対する指定保証金を返還又
は団体旅客運賃・料金の一部に充当しない。

3 第 48 条第 3 項各号の規定は、指定保証金について準用する。

4 第 2 項の規定による指定保証金の額は、特に必要と認める場合、これを変更することがある。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 51 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当
該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、
その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第 51 条の 2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一
部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところにより、その変更を
申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

(1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第 46 条第 3 項の規定により団体旅行引受書の交付を受
けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。

(2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 52 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する単位をもつて旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社
が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(1) 全車貸切

1 車両(合造車を含む。)単位で貸し切る場合。

(2) 半車貸切

合造車を客室単位で貸し切る場合。ただし、貸切部分以外の車室を旅客鉄道会社において他に
使用できる場合に限る。

(3) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。ただし、旅客車 5 両以上の場合に限る。

(貸切旅客運送の申込)

第 53 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他
輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとす
る。

2 貸切旅行申込書は、第 45 条第 3 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正
して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 54 条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第 46 条第 3 項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 55 条 第 46 条第 4 項、第 48 条第 3 項、第 51 条及び第 51 条の 2 の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第 56 条 削除

第 7 節 急行券の発売

(急行券の発売)

第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。

(1) 特別急行券

イ 指定席特急券

(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第 13 条第 3 項の規定により寝台車にする場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。

(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。

(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。

（イ）新幹線

a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間

東京・新横浜間
三島・静岡間
静岡・浜松間
豊橋・名古屋間
福山・三原間
三原・広島間
新山口・新下関間
東京・大宮間
古川・一ノ関間
一ノ関・北上間
北上・盛岡間
熊谷・高崎間
博多・久留米間

b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間

c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間

d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間

e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びa から d までに定める区間を除く。）

f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間

g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間

h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間

i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g 及び h に定める区間を除く。）

(ロ) 新幹線以外の線区

鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）

米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）

盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。

(2) 普通急行券

普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合は寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車との停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。

(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車との停車駅相互間に乗車する場合であつて、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を經由して運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。

(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

- 3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
- 4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であつて、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。
- 5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。
- 6 前各項の規定によつて急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。
- 7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみずほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあつては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であつて、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあつては、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。
- 8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。
- 9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。
 - (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
 - (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。

- (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車有明号及びかもめ号。
- (4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。
- 10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する指定席特急券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。
- 11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。

(乗継急行券の発売)

第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。

- (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）

急 行 列 車		乗 継 駅
イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、奥羽本線新青森・青森間のみを乗車する場合を除く。	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗り、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗り、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

- (2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。
- (3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

(特定の特別急行券の発売)

第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる

期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

1月16日から2月末まで

6月1日から同月30日まで

9月1日から同月30日まで

11月1日から12月20日まで

- (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

3月21日から4月5日まで

4月28日から5月6日まで

7月21日から8月31日まで

12月25日から翌年1月10日まで

- 2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、別に定める区間に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

- 3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。

- 4 旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。

(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

- 5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。

- 6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅と

の相互間を乗車する場合（新幹線の２個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。

（特定の普通急行券の発売）

第57条の４ 第57条第１項第２号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が別に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によつて普通急行券を発売する。

（急行券の特殊発売）

第57条の５ 急行券を発売する際に、急行列車が約２時間以上遅延している場合又は約２時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであつても急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として遅延特約の急行券を発売する。この場合、割引の急行料金によつて遅延特約の急行券を特別な条件を付して発売することがある。

２ 車両の故障等により、固定編成車両（特別急行列車の編成用とした車両。以下同じ。）以外の車両によつて全区間特別急行列車を運転する場合は、編成車両の変更に伴う特別急行料金の払いもどしをしないことを条件として、特定の特別急行料金によつて編成変更特約の立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売することがある。

３ のぞみ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、のぞみ号等の指定席の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

４ はやぶさ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、はやぶさ号等の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

５ 東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の車内において指定席特急券を発売するとき（ただし、指定席使用区間が東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間となる場合に限る。）は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

第８節 特別車両券の発売

（特別車両券の発売）

第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。

（１） 特別車両券（Ａ）

イ 指定席特別車両券（Ａ）

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席

及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

(ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。

(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車との停車駅相互間を特別車両に乗車する場合

であつて、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両(個室及びD Xグリーンを除く。)

に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。

(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であつて、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。

(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)

とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき

(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき

(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき

(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき

4 第1項本文の規定にかかわらず、2個以上の普通列車の自由席特別車両に乗車する場合であつても、別に定めるところにより、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売することがある。

5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。

6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合(新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。)は、新幹線の区間(第2項第1号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)と新幹線以外の区間(第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。

(1) 東京・新庄間(東北本線(新幹線)、奥羽本線経由)

(2) 東京・秋田間(東北本線(新幹線)、田沢湖線、奥羽本線経由)

- 7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。
- 8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
- 9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券の発売に準用する。
- 10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する特別車両券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限つて発売する。
- 11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限つて取り扱う。

(特定の特別車両券(A)の発売)

第59条 前条第1項第1号の規定により特別車両券(A)を発売する場合で、旅客が、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によつて特別車両券(A)を発売する。

(特定の特別車両券(B)の発売)

第59条の2 第58条第1項第2号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によつて特別車両券(B)を発売する。

第9節 寝台券の発売

(寝台券の発売)

第60条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。

(1) A寝台券

A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(2) B寝台券

B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

2 前項の取扱いをする場合で、設備定員が複数の寝台個室に対しては、次の各号に掲げる場合に限つて発売する。

(1) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めたときは、設備定員に満たない人員の旅客が当該寝台を占有使用することができる。

(2) 乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

(3) 旅客が第74条の5に定める旅客運賃・料金を支払うとき

- 3 前各項の場合、列車内において発売するときは、指定事項の一部を省略することがある。
- 4 団体旅客又は貸切旅客に対する寝台券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

第60条の2 削除

第10節 コンパートメント券の発売

(コンパートメント券の発売)

第60条の3 旅客が、コンパートメント個室を使用する場合は、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して、次に掲げる場合に限つてコンパートメント券を発売する。

- (1) コンパートメント個室設備定員と同一の人員が乗車するとき
 - (2) 設備定員が複数のコンパートメント個室にあつては、乗客旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき
- 2 団体旅客又は貸切旅客に対するコンパートメント券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

第11節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

第61条 旅客が、第13条第2項第5号に規定する指定席を使用する場合又は同条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車（特別急行列車のB寝台を設備した寝台車を除く。）に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によつて、旅客車又は座席の指定を省略することがある。

- 2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

(乗継座席指定券の発売)

第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。

(特定の座席指定券の発売)

第62条 前2条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、区間及び期間を定めて、特定の座席指定料金によつて座席指定券を発売することがある。

第12節 指定券の関連発売

(指定券の関連発売等)

第63条 旅客が、特別急行列車の指定席（特別車両の指定席及びコンパートメント個室に限る。）又は寝台を使用する場合の指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券は、指定席特急券と

同時に購入するときに限って発売する。

- 2 旅客が、普通急行列車の特別車両に乗車する場合の特別車両券(A)、寝台を使用する場合の寝台券又は指定席（特別車両以外の座席車及び第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車を座席車として使用する場合の指定席に限る。）を使用する場合の座席指定券は、列車内において発売する場合を除き、普通急行券と同時に購入するとき又は呈示したときに限って発売する。

（指定券と他の乗車券類との関連発売）

第64条 旅客が、指定券を購入する場合は、前条の規定によるほか、これを必要とする列車の乗車に必要な乗車券類を同時に購入又は呈示し、乗車券に相当の証明を受けたときに限って、当該指定券を発売することがある。